

令和 9 年度埼玉県国民健康保険給付費等交付金  
(特別交付金のうち県繰入金) 交付基準 (案)

I 総則

- 1 埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第 3 条第 3 項第 2 号及び埼玉県国民健康保険給付費等交付金交付要綱第 4 条第 2 イの規定に基づき、埼玉県国民健康保険給付費等交付金(特別交付金のうち県繰入金。以下「特別交付金(県繰入金)」という。)の交付について、必要な事項を定める。
- 2 特別交付金(県繰入金)の総額は、国民健康保険法第 7 2 条の 2 第 1 項の規定により令和 9 年度に一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、以下の①～⑤に係る額とする。ただし、全ての市町村において保険税水準の準統一前提条件(\*)が達成できなかった場合は、⑥の取扱いを追加し、算定した額を加算する。
  - ① 埼玉県国民健康保険運営方針(第 3 期) 4 (2) ③に定める区分「イ」(以下、保健事業区分「イ」という)に要した費用
  - ② 埼玉県国民健康保険運営方針(第 3 期) 4 (2) ③に定める区分「ウ」(以下、保健事業区分「ウ」という)のうち人間ドック等への助成に係る費用の一部
  - ③ 評価指標に基づく交付額
  - ④ 指定した事業に対する実費交付額
  - ⑤ 国民健康保険法第 4 4 条による一部負担金の減免に要した費用
  - ⑥ 保険税水準の準統一前提条件の達成可否による措置の取扱いをした額

\* 令和 9 年度に市町村標準保険税率どおりの税率を設定し、法定外一般会計繰入れを実施しないこと。
- 3 特別交付金(県繰入金)の交付対象及び交付基準額等は、「Ⅲ 交付対象事業及び交付基準額等」のとおりとし、算定された額に円未満の端数が生じた場合には、事業区分ごとに切り上げるものとする。

II 各事業における共通事項

- 1 令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までに支出した経費を対象とする。

ただし、令和 10 年 1 月から 3 月までの分については、概算額を交付することとし、後年度において精算する取扱いとする。概算額は直近 3 年間で 1 月から 3 月までに支出した経費の合計額の最大値に 1.1 を乗じて算出した基準額と市町村において積算した額とを比較して少ない方の額とする。また、上記方法による算出においてもなお不足する額がある場合には、別途協議する。(③評価指標に基づく交付額、⑥保険税水準の準統一前提条件の達成可否による措置の取扱いをした額については除く。⑤国民健

康保険法第44条による一部負担金の減免に要した費用については令和9年4月から令和9年12月までに減免した額を対象とする。）

- 2 令和9年度に事業の対象期間を変更したことにより申請できない経費が発生した場合は、別途協議する。

### Ⅲ 交付対象事業及び交付基準額等

#### 1 保健事業区分「イ」に要した費用

- (1) 特定健診の受診券及び案内パンフレット等の2回目以降を送付する経費があること（特定健診の同一未受診者に対しての受診券再発行に係る経費等）

##### 【申請要件】

特定健診の受診券及び案内パンフレット等の2回目以降を送付する経費がある市町村であること。

※ 初回交付に要する経費は埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）4（2）③に定める区分「ア」に該当するため対象外となる。また、特定健診未受診者勧奨及び未利用者勧奨に要する経費は1-（2）で計上する。

交付対象経費（例示）	交付対象外経費（例示）
<ul style="list-style-type: none"><li>・受診券の2回目以降の発行費用</li><li>・パンフレット等作成費用</li><li>・郵送費</li><li>・作成及び発送に係る委託料</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定健診未受診者勧奨に要する経費</li><li>・国庫補助や他の県費補助を受けている経費</li><li>・用途の明確でないものや積算根拠の明確でないもの</li></ul>

##### 【交付基準額】

交付対象となる事業の印刷製本費、郵送費、委託料等の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

- (2) 特定健康診査の未受診者勧奨又は特定保健指導の未利用者勧奨に要する経費があること

##### 【申請要件】

次の①②のいずれかに該当する市町村であること。

- ① 特定健康診査対象者に対する未受診者勧奨又は特定保健指導対象者に対する未利用者勧奨事業委託費があること。
- ② 特定健康診査対象者に対する未受診者勧奨又は特定保健指導対象者に対する未利用者勧奨のための人件費(\*)、印刷製本費、郵送費等があること。

\* 未受診者勧奨又は未利用者勧奨の業務を実施するために雇用した者（会計年度任用職員等）の人件費のみを対象とする。また、前述により雇用した者が当該業務を行っていない部分の人件費は交付対象外とする。

交付対象経費（例示）	交付対象外経費（例示）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話等による勸奨事業の委託</li> <li>・オートコールシステムの導入費</li> <li>・人件費</li> <li>・訪問指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診券に同封したものに係る経費</li> <li>・国庫補助や他の県費補助を受けている経費</li> <li>・用途の明確でないものや積算根拠の明確でないもの</li> </ul>

**【交付基準額】**

交付対象となる事業の人件費、印刷製本費、郵送費、委託料等の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

(3) 重複・頻回受診者、重複・多剤投与者に対する保健指導に要する経費があること

**【申請要件】**

重複・頻回受診者、重複・多剤投与者に対する保健指導に要する経費がある市町村であること。

交付対象経費（例示）	交付対象外経費（例示）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・郵送費</li> <li>・委託料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助や他の県費補助を受けている経費</li> <li>・用途の明確でないものや積算根拠の明確でないもの</li> </ul>

※ 当該業務を実施するために雇用した者（会計年度任用職員等）の人件費のみを対象とする。また、前述により雇用した者が当該業務を行っていない部分の人件費は交付対象外とする。

**【交付基準額】**

交付対象となる事業の人件費、印刷製本費、郵送費、委託料等の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

(4) 生活習慣病重症化予防対策に要する経費があること

**【申請要件】**

- ① 県、埼玉県医師会及び埼玉糖尿病対策推進会議が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が実施する糖尿病性腎症重症化予防対策事業に参加していること。
- ② ①以外の重症化予防対策事業として特定健康診査の結果やレセプト情報等を活用し、受診勧奨や保健指導等の事業（共同事業以外も含む。）を行っていること。
- ③ 糖尿病性腎症の重症化予防を目的とした歯周病対策の取組を実施していること。

交付対象経費（例示）	交付対象外経費（例示）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・①について市町村が負担し国保連に支払う額</li> <li>・②③について当該事業に直接要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助や他の県費補助を受けている経費</li> <li>・用途の明確でないものや積算根拠の明確でないもの</li> </ul>

**【交付基準額】**

交付対象となる事業の人件費、印刷製本費、郵送費、委託料、負担金等の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

(5) ヘルスケアポイント制度に要する経費があること

**【申請要件】**

次の①②いずれかに該当する市町村であること。

- ① コバトン ALKOO マイレージ事業等の県事業に参加し、事業を実施した経費があること。
- ② ヘルスケアポイント制度（個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（H28.5.18 付け保発 0518 第 1 号）に準拠したもの）を活用した事業の経費があること。ただし、①の事業を実施した経費は除く。

交付対象経費（例示）	交付対象外経費（例示）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルスケアポイント制度を活用した事業の実施のためのシステムの保守・運用に係る経費</li> <li>・参加者に配布する歩数計の購入に要した経費</li> <li>・郵送費 ・委託料 ・負担金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助や他の県費補助を受けている経費</li> <li>・用途の明確でないものや積算根拠の明確でないもの</li> </ul>

**【交付基準額】**

次のうち交付対象経費として認められた額の全額。

- ・ コバトン ALKOO マイレージ事業について市町村が支払う経費
- ・ その他事業の実施に要した経費

交付対象経費として認められた額の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

(6) ジェネリック差額通知送付に要する経費があること

**【申請要件】**

ジェネリック医薬品差額通知送付に要する経費がある市町村であること。

交付対象経費（例示）	交付対象外経費（例示）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷製本費</li> <li>・郵送費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助や他の県費補助を受けている経費</li> <li>・用途の明確でないものや積算根拠の明確でないもの</li> </ul>

【交付基準額】

交付対象となる事業の印刷製本費、郵送費の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

- (7) 特定健康診査・特定保健指導について保険者共同実施による広報に要する経費があること

【申請要件】

国保連「特定健診等の共同広報事業」の分担金に要した経費があること。

【交付基準額】

申請要件に該当するもののうち、交付対象経費として認められた額の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

- (8) 40歳未満の健康診査に要する経費があること

【申請要件】

40歳未満の健康診査に要する経費がある市町村であること。

交付対象経費（例示）	交付対象外経費（例示）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・郵送費</li> <li>・委託料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助や他の県費補助を受けている経費</li> <li>・用途の明確でないものや積算根拠の明確でないもの</li> </ul>

※ 当該業務を実施するために雇用した者（会計年度任用職員等）の人件費のみを対象とする。また、前述により雇用した者が当該業務を行っていない部分の人件費は交付対象外とする。

【交付基準額】

交付対象となる事業の人件費、印刷製本費、郵送費、委託料等の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

- (9) 健康相談・健康教室に要する経費があること。

【申請要件】

健康相談・健康教室に要する経費がある市町村であること。

交付対象経費（例示）	交付対象外経費（例示）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 郵送費</li> <li>・ 委託料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫補助や他の県費補助を受けている経費</li> <li>・ 用途の明確でないものや積算根拠の明確でないもの</li> </ul>

※ 当該業務を実施するために雇用した者（会計年度任用職員等）の人件費のみを対象とする。また、前述により雇用した者が当該業務を行っていない部分の人件費は交付対象外とする。

**【交付基準額】**

交付対象となる事業の人件費、印刷製本費、郵送費、委託料等の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

(10) 医療費分析等に要する経費があること

**【申請要件】**

次の①～④に該当する医療費分析等に要する経費があること。

市町村単独で行うことが難しい場合については、市町村が共同で行うものについても対象とする。ただし、パソコン等の導入・保守、KDBシステムに要する経費は対象外とする。

- ① 医療費動向の把握、高額医療費の要因等医療費データの分析、資料作成
- ② 保健師等が諸データに基づき組織的又は個別の健康指導等を行う場合に必要となるデータの整備・分析、対象者の把握、計画の策定（特定健康診査等実施計画は除く。）及び結果の集計等
- ③ その他医療費分析、調査研究及びデータの整備等に関する事業
- ④ 特定健診等実施計画やデータヘルス計画等の策定や評価に係る委託料

**【交付基準額】**

交付対象となる事業の人件費、印刷製本費、郵送費、委託料等の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

(11) 特定健診等事務手数料（データ管理手数料、受診者・利用者データ手数料）に要する経費があること

**【申請要件】**

特定健診等事務手数料（データ管理手数料、受診者・利用者データ手数料）に要する経費があること。

**【交付基準額】**

交付対象となる手数料等の全額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

2 保健事業区分「ウ」のうち人間ドック等健康診査事業（人間ドック、脳ドック、がん検診等）への助成に係る費用の一部

【申請要件】

人間ドック等健康診査事業（人間ドック、脳ドック、がん検診等）に要する経費がある市町村であること。ただし、人間ドック等への助成に係る経費については、特定健診と重複して受診している被保険者の分を除く（令和4年4月13日付け国医第154号参照）。

【交付基準額】

交付対象となる事業に要した経費の1/2の額とする。なお、国庫補助金等を受けているものについては、当該補助金等を差し引いた額を交付対象とする。ただし、交付額は3,000万円を限度額とする。

3 評価指標に基づく交付額

「別添1 評価指標」に基づき、次の①～③のとおり交付する。

- ① 評価指標に基づく交付額を令和9年度の保健事業区分「ウ」における財源とする観点から、令和8年度中に令和9年度の交付見込額を算定する。
- ② 交付見込額は、評価指標により獲得した点数に各市町村の被保険者数を乗じた総得点が、全市町村の合計総得点に占める割合に応じて、予算の範囲内で算定する。  
なお、被保険者数は令和8年5月31日現在の数値を用いることとする。
- ③ 県は、算定結果に基づいて交付決定し、市町村に交付金を交付する。

4 指定した事業に対する実費交付額

- (1) レセプト点検の実施及びレセプトの点検体制の充実・強化に要する経費があること

【申請要件】

レセプト点検の実施及びレセプトの点検体制の充実・強化に要する経費があること。

【交付基準額】

交付対象経費として認められた額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

<レセプト点検の実施に関する事業>

次に掲げる事業を対象とする。

- ア レセプト点検専門員の雇用によるレセプト点検の実施
- イ 民間委託による内容点検等の実施（療養費の内容点検を含む。）
- ウ 顧問医師の活用によるレセプト点検の充実・強化
- エ 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に要した費用があること

オ その他レセプト点検体制の充実・強化に関する経費があること  
(具体例：参考書籍の購入(ただし、知識習得に係るものに限る)、レセプト点検調査事務等研修会、勉強会参加にかかった旅費 等)

(2) 徴収対策の実施に要する経費があること

【申請要件】

徴収対策を実施するために別添2に該当する経費があること。

【交付基準額】

交付対象経費として認められた額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

(3) 認知症検診事業に要する経費があること

【申請要件】

① 昭和32年4月2日から昭和33年4月1日生まれの方(既に認知症と診断されている方は除く。)を対象に市町村が指定する医師による認知症検診を実施した実績があること。

② 認知症検診を受けた者へのフォローアップ(継続支援・管理)として、次の対策を講じること。

(ア) 検診を受けた者で認知機能の低下があるとされた者に対して、鑑別診断ができる医療機関への受診を勧奨する。

(イ) 検診を受けた者で認知機能の低下がないとされた者に対して、介護予防のための事業への参加を勧奨する。

(ウ) 上記の勧奨後の医療機関受診の状況や介護予防事業のための事業への参加の状況調査等、認知症検診の結果を今後を活用する取組を実施する。

(エ) 埼玉県を行う事業効果調査に協力できること。

【交付基準額】

当該市町村国民健康保険被保険者として認知症検診を受けた人数×2,000円を交付基準額とする。

(4) へき地国民健康保険診療施設運営に要する経費があること

【申請要件】

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)第6条第1号ル(1)又は(2)に該当する施設であり、かつ、当該年度の特例調整交付金(へき地診療所運営費交付金)の実質運営赤字額から交付(見込み)額並びに当該国民健康保険施設に係る地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条に定める普通交付税の基準財政需要額及び同法第15条第1

項に定める特別交付税の算定額を控除してもなお赤字額があること。

**【交付基準額】**

交付対象経費として認められた額。ただし、施設の運営費とする。

交付額は、次により算出する。ただし、当該年度の特別調整交付金（へき地診療所運営費交付金）を限度（以下この項目において「限度額」という。）とする。

- ① 当該年度の特別調整交付金（へき地診療所運営費交付金）の実質運営赤字額から交付（見込み）額並びに当該国民健康保険施設に係る地方交付税法第11条に定める普通交付税の基準財政需要額及び同法第15条第1項に定める特別交付税の算定額を控除して得た額を県費補助所要額（以下この項目において「所要額」という。）とする。
- ② ①により算出された所要額と限度額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定した額を補助基準額とし、知事の定める額を交付額とする。

5 **国民健康保険法第44条による一部負担金の減免に要した費用**

**【申請要件】**

別添○「国民健康保険の一部負担金の減免基準」に沿って実施された一部負担金の減免の額があること。

**【交付基準額】**

交付対象経費として認められた額。ただし、国庫補助金や他の県費補助で措置されている金額を差し引いた額を交付する。

IV 保険税水準の準統一前提条件の達成可否による措置の取扱いをした額

Iの2⑥については、以下のとおり取り扱うこととする。

・ 保険税水準の準統一前提条件を達成した市町村（以下、「前提条件達成市町村」という。）に対して、以下により按分した額を交付する（\*1）。

- ① 令和9年度の特別交付金（県繰入金）の予算額（\*2）から「I総則」のうち「2①から⑤」に係る金額の合計額を差し引く。
- ② ①により算定した金額を前提条件達成市町村の保険税必要総額の割合に応じて按分する。

\*1 交付相当額については、国保事業費納付金の算定時において保険税必要額から差し引くこととする。

\*2 国民健康保険法第72条の2第1項の規定により令和9年度に一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額の9分の1に相当する額とする。

## 配点(案)

大項目	中項目	基礎配点	県重点	配点	シェア	
保険税賦課・徴収対策	1 賦課・適用適正化	20	-10	10	2.0%	
	2 徴収対策	40		40	8.0%	
保険給付の適正な実施	3 レセプト点検の充実強化	20	-5	15	3.0%	
	4 療養費支給の適正化	20	-5	15	3.0%	
	5 第三者行為求償等の取組強化	20	-5	15	3.0%	
医療費適正化	6 地域差指数	30	10	40	8.0%	
	7 特定健康診査・特定保健指導等	50	10	60	12.0%	
	8 後発医薬品の使用促進	50	-10	40	8.0%	
	9 生活習慣病重症化予防	40	10	50	10.0%	
	10 健康づくり事業	30		30	6.0%	
	11 適正受診・適正服薬	60	-10	50	10.0%	
	12 がん検診	20	15	35	7.0%	
	13 保険者努力支援交付金（事業費連動分）	0	100	100	20.0%	
			400	100	500	
		14 法定外繰入の解消	50	50	100	20.0%
					600	

## &lt;配分(案)の考え方&gt;

○基礎配点については、国の保険者努力支援制度(取組評価分)におけるシェアを基にして配分を行う。

○県重点配分については、例えば国の保険者努力支援制度において配点が高いにも関わらず、埼玉県内の多くの市町村が既に実施している項目については配点を低くするなど、県としてどの項目に特に取組を強化してもらいたいかによって配分を変えることとしている。

○県繰入金全体で500点満点とし、そのうち保険者努力支援制度(取組評価分)に沿った分と県の重点配分分で8:2に按分する。(保険者努力支援制度が400点、県重点配分が100点)

○法定外繰入の解消については、準統一を行う上で必須の項目であり、運営方針(第3期)において令和8年度までの解消が明記されているものであるため、配分を多くする。法定外を解消した市町村に対してインセンティブの意味合いを持たせている。

1 賦課・適用適正化

①③ 配点の計  
10

評価指標		内容	条件	配点
1	所得未申告世帯の割合が減少していること	令和7年度における国保加入世帯に占める所得未申告世帯の割合が、令和6年度と比較して減少している場合に評価する。	令和6年度と比較して減少している場合	5
			減少していない場合	0
2	所得未申告世帯解消のための対策を行っていること	所得未申告世帯解消のために、国保独自で申告勧奨等の取組を行っている場合に評価する。	令和8年度の住民税において申告義務のない被扶養者に対象を絞った申告勧奨を行っている場合	3
			令和8年度に住民税における申告義務の有無を問わず申告勧奨を行っている場合	1
			令和8年度に取組を行っていない場合	0
3	適用適正化の取組を適切に実施していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（適用の適正化状況）に応じて評価する。（評価指標（1）～（2））	5ポイント以上獲得している場合	2
			2～4ポイント獲得している場合	1
			獲得していない場合	0

2 徴収対策

② 40

評価指標		内容	条件	配点
1	不納欠損に占める処分停止実施割合が高いこと	令和7年度において不納欠損となった調定額のうち、処分停止を行っている割合に応じて評価する。	令和7年度において不納欠損となった調定額のうち90%以上について処分停止を行っている場合	10
			令和7年度において不納欠損となった調定額のうち80%以上90%未満について処分停止を行っている場合	7
			令和7年度において不納欠損となった調定額のうち処分停止を行っている割合が80%未満の場合	0
2	コールセンターを設置していること	令和8年度にコールセンターを設置している市町村に対して評価する。	令和8年度にコールセンターを設置している場合（電話催告専属の職員の配置に替えることも可）	4
			令和8年度にコールセンターを設置していない場合	0
3	口座振替受付サービスを導入していること	令和8年度にWEB、ページ、モバイルレジなどを活用した口座振替受付サービスを導入している市町村に対して評価する。	令和8年度に口座振替受付サービスを導入している場合	7
			令和8年度に口座振替受付サービスを導入していない場合	0
4	催告を複数回実施していること	令和8年度分催告（コンビニ収納用納付書を同封している場合のみ）を4回以上行っている市町村に、被保険者規模に応じて評価する。	令和8年度分催告を4回以上行っており、かつ、被保険者規模が10万人以上の場合	11
			令和8年度分催告を4回以上行っており、かつ、被保険者規模が5万人以上10万人未満の場合	9
			令和8年度分催告を4回以上行っており、かつ、被保険者規模が1万人以上5万人未満の場合	7
			令和8年度分催告を4回以上行っており、かつ、被保険者規模が1万人未満の場合	5
5	オートコールシステムを導入していること	令和8年度にオートコールシステムを導入している市町村に対して評価する。	①令和8年度に自動音声により電話催告を行うシステムを導入している場合(②と重複しない)	4
			②令和8年度にSMS（ショートメールサービス）を活用した催告を導入している場合	2
			③令和8年度に①と②のいずれも導入していない場合	0
6	督促状、催告書及び納付勧奨通知を発出する際に、色付きの封筒により送付し、滞納者の注意をひくような工夫をしていること	令和8年度に文書催告、督促状及び納付勧奨通知に用いる封筒の色分けを行っている市町村に対して評価する。	令和8年度に色分けを行っている場合	4
			令和8年度に色分けを行っていない場合	0

3 レセプト点検の充実強化

②③ 配点の計 15

評価指標	内容	条件	配点
1 内容点検効果率が向上していること	内容点検効果率が向上している場合に評価する。	2年連続向上（令和6年度の内容点検効果率が令和5年度よりも向上、かつ令和7年度の内容点検効果率が令和6年度よりも向上）している場合	8
		令和7年度の内容点検効果率が令和6年度よりも向上している場合	4
		令和7年度の内容点検効果率が令和6年度と同率の場合（ただし、内容点検効果率が0の場合は除く）	2
		令和7年度の内容点検効果率が令和6年度よりも低下した場合	0
2 内容点検効果率が一定以上であること	内容点検効果率が一定以上の場合に評価する。 ※重複で該当する場合、配点が高い方を評価する。	内容点検効果率が2年（令和6年度及び令和7年度）連続0.14以上の場合	7
		内容点検効果率が2年（令和6年度及び令和7年度）連続0.12以上の場合	4
		内容点検効果率が2年（令和6年度及び令和7年度）連続0.10以上の場合	2
		上記以外の場合	0

※「令和7年度の内容点検効果率が令和6年度と同率」における内容点検効果率は、小数点第2位までの数値とする。

4 療養費支給の適正化

③ 15  
配点の計

評価指標		内容	条件	配点
1	保険者として柔道整復療養費の請求内容の点検を行っていること	令和7年度に保険者として柔道整復療養費の請求内容の点検を行っている場合に評価する。	令和7年度に柔道整復療養費の請求内容点検を12か月分全て行っていて、再審査請求の実績がある場合	8
			令和7年度に柔道整復療養費の請求内容点検を12か月分全て行っている場合	6
			令和7年度に柔道整復療養費の請求内容点検を6か月分以上12か月分未満行っている場合	4
			令和7年度に柔道整復療養費の請求内容点検を6か月分未満行っている場合	2
			令和7年度に柔道整復療養費の請求内容点検を行っていない場合	0
2	患者調査を実施していること	令和7年度に多部位、頻回、重複の患者調査を行っている場合に評価する。	令和7年度に多部位、頻回、重複の患者調査を行った上で被保険者・施術者への指導も行っている場合（指導対象者がいない場合も含む）	7
			令和7年度に多部位、頻回、重複の患者調査を行っている場合	4
			令和7年度に患者調査を行っていない場合	0

5 第三者行為求償等の取組強化

③ 15

評価指標		内容	条件	配点
1	連合会が提出したリスト等を活用し、第三者行為の発見に努めていること	令和7年度に連合会が提出したリスト等を活用して、第三者行為の発見に努め、被保険者への確認を行っている場合に評価する。 被保険者への確認期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とし、リストの活用の有無は令和7年度「実施状況報告9-1」において報告したものとすること。	令和7年度に連合会が提出するリスト等を活用し、被保険者への確認を12か月分全て行っている場合	8
			令和7年度に連合会が提出するリスト等を活用し、被保険者への確認を一部行っている場合	4
			令和7年度に連合会が提出するリスト等を活用していない場合	0
2	市町村独自で協力体制を構築し、発見に努めていること	令和7年度に市町村独自での発見手段により、第三者行為の発見に努め、被保険者への確認を行っている場合に評価する。 被保険者への確認期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とし、機関数については令和7年度「実施状況報告9-5」において報告した数とすること。	令和7年度に市町村独自で協力体制を構築し、被保険者への確認を行った場合	7
			令和7年度に市町村独自で2機関以上（県食品安全課を除く）協力体制を構築している場合	3
			令和7年度に市町村独自の取組はない又は市町村独自で1機関（県食品安全課を除く）の協力体制である場合	0

6 地域差指数

② 40  
配点の計

評価指標		内容	条件	配点
1	地域差指数が他市町村と比較して低いこと	令和6年度の地域差指数が県平均以下の市町村に対して、その数値の順位に応じて評価する。（地域差指数が低い市町村を上位とする。）	地域差指数が県平均以下で、地域差指数の県内順位が上位1～5位である場合	15
			地域差指数が県平均以下で、地域差指数の県内順位が上位6～10位である場合	10
			地域差指数が県平均以下で、地域差指数の県内順位が上位11～15位である場合	8
			地域差指数が県平均以下で、地域差指数の県内順位が上位15～20位である場合	5
			地域差指数が県平均以下で、地域差指数の県内順位が21位以降である場合	3
			地域差指数が県平均を上回っている場合	0
			2	地域差指数が低下していること
②.地域差指数が前年度比を含む2年度連続で低下している場合	20			
③.地域差指数が前年度比で低下している場合	15			
④.①から③には該当しないが、地域差指数が過去3年平均から低下している場合	15			
⑤.①から④のいずれにも該当しない場合	0			

7 特定健康診査・特定保健指導等

① 配点の計  
60

評価指標	内容	条件	配点
1 特定健康診査の受診率が所定の値を超えていること	令和6年度の特定健康診査受診率が、全国の特定健康診査対象者の規模別の中央値を超えている場合（過去5年の平均と比較して低い場合減点）	30.9%（特定健康診査対象者が10万人以上の保険者）	30
		37.6%（特定健康診査対象者が2万人以上10万人未満の保険者）	
		40.6%（特定健康診査対象者が5千人以上2万人未満の保険者）	
		45.2%（特定健康診査対象者が5千人未満の保険者）	
		特定健康診査受診率が過去5年の平均を下回っている場合	-10
2 特定健康診査の過去5年の平均変化率が所定の値を超えていること	1で得点できていない場合、令和元年から令和6年の特定健康診査受診率の平均変化率が0以上の場合	上回っている場合（1%以上）	15
		上回っている場合（0%以上1%未満）	10
		下回っている場合	0
3 特定保健指導の実施率が所定の値を超えていること	令和6年度の特定保健指導実施率が、全国の特定健康診査対象者の規模別の中央値を超えている場合	15.4%（特定健康診査対象者が10万人以上の保険者）	30
		19.3%（特定健康診査対象者が2万人以上10万人未満の保険者）	
		34.3%（特定健康診査対象者が5千人以上2万人未満の保険者）	
		45.8%（特定健康診査対象者が5千人未満の保険者）	
4 特定保健指導の実施率が過去5年と比較して上昇していること	3で得点できていない場合、令和元年から令和6年の特定保健指導実施率の平均変化率が0以上の場合	上回っている場合（1%以上）	20
		上回っている場合（0%以上1%未満）	10
		下回っている場合	0

8 後発医薬品の使用促進

① 配点の計  
40

評価指標	内容	条件	配点
1 後発医薬品の促進等の取組を実施していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（後発医薬品の促進等の取組）に応じて評価する。（評価指標①～④）	10ポイント以上獲得している場合	15
		1～9ポイント獲得している場合	8
		獲得していない場合	0
2 後発医薬品の使用割合が所定の値を超えていること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（後発医薬品の使用割合）に応じて評価する。（評価指標①～②）	70ポイント以上獲得している場合	25
		獲得していない場合	0
		減点されている場合	-25

9 生活習慣病重症化予防

①② 配点の計  
50

評価指標	内容	条件	配点
1 生活習慣病重症化予防について、適切に事業を実施していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況）に応じて評価する。（評価指標①～④）	3項目以上ポイントを獲得している場合	12
		2項目でポイントを獲得している場合	8
		1項目でポイントを獲得している場合	3
		ポイントを獲得していない場合	0
2 生活習慣病重症化予防について、適切に事業を実施していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況）に応じて評価する。（評価指標⑤～⑧）	30ポイント以上獲得している場合	5
		1～29ポイント獲得している場合	3
		獲得していない場合	0
3 糖尿病性腎症重症化予防対策事業（いわゆる国保連との共同事業）における受診勧奨の取組について評価するべき点があること	医療機関を受診する者の人数を増やすため、糖尿病性腎症重症化予防対策事業の受診勧奨（1回目）と併せて、市町村独自の取組（直接訪問、電話勧奨、市町村独自の啓発資材送付等）を実施し、その受診率が県全体の過去3年間（令和4年度から令和6年度）の平均値（12.4%）を上回った市町村に評価する。 また、受診率が県全体の過去3年間の平均値を上回っていないが、市町村独自の取組を実施している場合にも評価する。	令和7年度に市町村独自の取組を実施し、その受診率が県全体の過去3年間の平均値を上回っている場合	15
		令和7年度に市町村独自の取組を実施している場合	8
		令和7年度に市町村独自の取組を実施していない場合	0
4 慢性腎臓病（CKD）予防対策について評価するべき取組があること	慢性腎臓病（CKD）について「周知・啓発」「健診項目に血清クレアチニン値の追加」「健康教室等の実施」「個別の受診勧奨」等を令和8年度に実施している場合に、実施内容に応じて評価する。（重複して評価する）	周知・啓発している場合	2
		健診項目に血清クレアチニン値を追加している場合	2
		健康教室等を実施している場合	2
		個別の受診勧奨を行っている場合	2
		その他	2
5 40歳未満を対象とした特定健康診査実施率向上の取組があること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（特定健康診査実施率向上の取組の実施状況）に応じて評価する。（評価指標3（2）①）	ポイントを獲得している場合	8
		ポイントを獲得していない場合	0

10 健康づくり事業

①② 配点の計  
30

評価指標	内容	条件	配点
1 個人へのインセンティブの提供に資する事業を実施していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（個人へのインセンティブの提供の実施）に応じて評価する。（評価指標①～③）	30ポイント以上獲得している場合	8
		10～29ポイント獲得している場合	4
		1～9ポイント獲得している場合	2
		獲得していない場合	0
2 市町村における歩数管理アプリ等の登録者率(人口比)が高いこと	令和8年3月末時点の市町村における歩数管理アプリ等の登録率（人口比）に応じて評価する。	人口対比が3%以上の場合	8
		人口対比が1.5%以上3%未満の場合	6
		人口対比が1%以上1.5%未満の場合	4
		人口対比が1%未満の場合	3
		数値を算出していない場合	0
3 市町村における歩数管理アプリ等の参加者平均歩数が多いこと	令和8年1～3月の各月の市町村における歩数管理アプリ等の参加者平均歩数に応じて評価する。	平均歩数が6800歩以上の場合	8
		平均歩数が6300歩以上6800歩未満の場合	6
		平均歩数が6000歩以上6300歩未満の場合	5
		平均歩数が6000歩未満の場合	3
		数値を算出していない場合	0
4 県調達の栄養アプリに参加又は同等の食事管理アプリにより保健指導を行う体制を整備していること	県調達の栄養アプリに参加又は同等（*）の食事管理アプリにより保健指導を行う体制を整備しており、令和7年度において一定の利用実績がある市町村を評価する。 * マイナポータルと連携した情報と食事などの記録を組み合わせて保健指導を実施できるもの	利用実績が10名以上の場合	6
		利用実績が5～9名の場合	4
		利用実績が0～4名の場合	2
		体制を整備していない場合	0
		※利用実績が0名の場合でも体制を整備している場合は2点とする	

11 適正受診・適正服薬

① 配点の計  
50

評価指標	内容	条件	配点
1 重複投与者に対する取組を実施していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（重複投与者に対する取組）に応じて評価する。（評価指標①、②、④）	20ポイント以上獲得している場合	15
		1～19ポイント獲得している場合	10
		獲得していない場合	0
2 重複投与者数（对被保険者1万人）が前年度から減少していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（重複投与者に対する取組）に応じて評価する。（評価指標③）	1ポイント以上獲得している場合	15
		獲得していない場合	0
3 多剤投与者に対する取組を実施していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（多剤投与者に対する取組）に応じて評価する。（評価指標①、②）	20ポイント以上獲得している場合	15
		1～19ポイント獲得している場合	10
		獲得していない場合	0
4 多剤投与者数（对被保険者1万人）が前年度から減少していること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（多剤投与者に対する取組）に応じて評価する。（評価指標③）	1ポイント以上獲得している場合	5
		獲得していない場合	0

12 がん検診

配点の計

① 35

評価指標	内容	条件	配点
1 がん検診の受診率が所定の値を超えていること	令和9年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の獲得点数（がん検診の実施率）に応じて評価する。（評価指標①～⑩）	20ポイント以上獲得している場合	7
		10～19ポイント獲得している場合	4
		5～9ポイント獲得している場合	2
		1～4ポイント獲得している場合	1
		獲得していない場合	0
2 がん検診受診率が高いこと	がん検診受診率（5がん）の合計に応じて評価する。 令和6年度の「埼玉県がん検診結果統一集計結果」を用いて評価する。	がん検診受診率ポイント（5がん）の合計が上位1～10位の場合	7
		がん検診受診率ポイント（5がん）の合計が上位11～20位の場合	4
		がん検診受診率ポイント（5がん）の合計が上位21～30位の場合	2
		がん検診受診率ポイント（5がん）の合計が31位以下の場合	0
3 がん検診受診率の伸びが大きいこと	令和5年度と比較したがん検診受診率（5がん）の伸びに応じて評価する。 令和6年度の「埼玉県がん検診結果統一集計結果」を用いて評価する。	がん検診受診率ポイント（5がん）の伸びが上位1～10位の場合	7
		がん検診受診率ポイント（5がん）の伸びが上位11～30位の場合	4
		がん検診受診率ポイント（5がん）の伸びが31位以下の場合	2
		前年度比で減少している場合	0
4 精密検査受診率が高いこと	精密検査受診率（5がん）の合計に応じて評価する。 令和6年度の「埼玉県がん検診結果統一集計結果」を用いて評価する。	精密検査受診率ポイント（5がん）の合計が450ポイント以上の場合	7
		精密検査受診率ポイント（5がん）の合計が440～449ポイントの場合	6
		精密検査受診率ポイント（5がん）の合計が430～439ポイントの場合	4
		精密検査受診率ポイント（5がん）の合計が420～429ポイントの場合	2
		精密検査受診率ポイント（5がん）の合計が420ポイント未満の場合	0
5 精密検査受診率の伸びが大きいこと	令和5年度と比較した精密検査受診率（5がん）の伸びに応じて評価する。 令和6年度の「埼玉県がん検診結果統一集計結果」を用いて評価する。	精密検査受診率ポイント（5がん）の伸びが50ポイント以上の場合	7
		精密検査受診率ポイント（5がん）の伸びが40～49ポイントの場合	6
		精密検査受診率ポイント（5がん）の伸びが30～39ポイントの場合	4
		精密検査受診率ポイント（5がん）の伸びが20～29ポイントの場合	2
		精密検査受診率ポイント（5がん）の伸びが20ポイント未満の場合	0

13 保険者努力支援交付金（事業費連動分）

配点の計

② 100

評価指標	内容	条件	配点
1 国保ヘルスアップ事業（市町村分）の申請において、保険者努力支援交付金（事業費連動分）の点数獲得に資する事業を実施していること（事業の申請）	令和8年度の国保ヘルスアップ事業（市町村分）の申請事業数に応じて評価する。 <u>（重複して評価する）</u>	事業①国保一般事業を1事業以上実施している場合	10
		事業①国保一般事業を2事業以上実施している場合	3
		事業②生活習慣病予防対策を2事業以上実施している場合	7
		事業②生活習慣病予防対策のf) またはg) またはh) を実施している場合	10
		事業③生活習慣病等重症化予防対策を実施している場合	7
		事業④医薬品の適正使用を推進する取組のI) を実施している場合	12
		事業⑤PHRの利活用を推進する取組を実施している場合	10
		事業①②③④それぞれから1事業以上の事業を実施している場合	12
		いずれの事業も実施していない場合	-10
2 国保ヘルスアップ事業（市町村分）の申請において、保険者努力支援交付金（事業費連動分）の点数獲得に資する事業を実施していること（事業の取組内容）	令和8年度の国保ヘルスアップ事業（市町村分）の実施にあたっての取組内容について評価する。 <u>（重複して評価する）</u>	ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合	4
		性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合	4
		事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合	7
		事業①国保一般事業のb) の申請にあたり、医療・介護・保健など部局横断的にデータ分析を行い、一体的（国保・後期・介護）に事業へ活用している場合	7
		事業④医薬品の適正使用を推進する取組のI) について、医療費適正化効果や対象者の減少数等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している	7

14 法定外繰入の解消

①③ 配点の計  
100

評価指標		内容	条件	配点
1	令和8年度決算において法定外一般会計繰入金を解消していること	決算補填等以外の目的を含めた法定外一般会計繰入金を解消している場合に評価する。	令和8年度決算において法定外一般会計繰入金を計上していない場合	100
			令和8年度決算において法定外一般会計繰入金を計上している場合	0

## 別添 2

令和9年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）交付基準

「4 指定した事業に対する実費交付額『(2)徴収対策の実施に要する経費があること』」に係る交付基準について

### 1 交付対象経費

令和9年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）交付基準（以下「交付基準」という。）の「4 指定した事業に対する実費交付額『(2)徴収対策の実施に要する経費があること』」（以下「徴収対策」という。）に定める交付対象経費は、次に掲げる事業に要する経費として、知事が必要と認めるものとする。

- ア 新規滞納者への滞納整理の早期着手に関する事業
- イ 納税機会の拡大に関する事業
- ウ 口座振替の加入促進に関する事業
- エ 折衝機会の確保に関する事業
- オ 口座振替受付サービスの導入に関する事業
- カ オートコールシステムの導入に関する事業
- キ その他徴収対策の実施に関する事業

### 2 留意事項

- (1) 交付対象経費のうちア～エ、キは、別紙1に掲げる経費又はそれらに類する経費とする。
- (2) 交付対象経費のうちア～エ、キにおいて、別紙2に掲げる経費又はそれらに類する経費については交付対象としない。
- (3) 交付対象経費のうちオは、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費については、国民健康保険税に関する支出と認められる金額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助率
口座振替受付サービス導入事業（Web、ペイジー、モバイルレジ等を活用したもの）	(1) 金融機関との契約金 (2) システム構築に係る費用（ライセンス登録費含む） (3) 運用試験等に要する経費 ※ 初期導入費用に限る。	補助対象経費において、知事が定める額	10/10

※ 初期導入費用について、月々の運用費用に上乗せして支払っている場合は、交付

対象期間において支払った初期導入費用についてのみ交付する。

- (4) 交付対象経費のうちカは、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費については、国民健康保険税に関する支出と認められる金額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助率
オートコールシステム導入事業	(1) システム構築に係る費用 (ライセンス登録費含む) (2) 専用端末機及び付属品の購入、リース契約に要する費用 (3) 運用試験等に要する経費 ※ 初期導入費用に限る。	補助対象経費において、知事が定める額	10/10

※ 初期導入費用について、月々の運用費用に上乗せして支払っている場合は、交付対象期間において支払った初期導入費用についてのみ交付する。

- (5) 交付対象経費のうちオについて交付を受けた保険者は、令和10年4月21日(金)までに実績報告書(別紙3)を、交付対象経費のうちカについて交付を受けた保険者は、令和10年4月21日(金)までに実績報告書(別紙4)を、埼玉県保健医療部国保医療課宛て提出するものとする。
- (6) 交付対象事業に係る経費を一般会計と国民健康保険特別会計で共同して負担する場合や他の市町村税等と一体で実施する場合については、経費を按分した上で、国民健康保険特別会計負担分や国民健康保険税に係る部分のみを対象とする。なお、経費の按分に当たっては、その方法を特に明確にしておくこと。

## 徴収対策及び適正賦課の実施に係る交付対象経費（例）

## ・徴収対策の実施に係る交付対象経費（例）

交付対象事業	交付対象経費の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規滞納者への滞納整理の早期着手に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和9年度課税分の滞納者に対し、3月までに行う文書催告に係る催告書等の作成、郵送等に要する経費</li> <li>・上記にかかる封入封緘に要する経費 （国民健康保険税現年度課税分のみ催告に要するものに限り、滞納繰越分のみあるいは滞納繰越分を含めた催告は除く。また、納税通知書、督促状も除く。）</li> <li>※ コールセンターの委託料及びそれに類するものについては除く。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税機会の拡大に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペイジー収納、クレジットカード収納等、収納方法の周知広報に要する経費</li> <li>※ コンビニ収納手数料やペイジー収納手数料といった運用経費は除く。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の加入促進に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の案内に要する経費を含む、郵便勧奨に係る郵送等に要する経費（封入封緘に要する経費を含む。）</li> <li>・新規加入者への市町村施設利用券等の贈呈に要する経費</li> <li>・未申込者への周知広報のために行うキャンペーン等に要する経費</li> <li>※ 郵送経費については、上記を他の郵送物と一体で郵送したことにより単価が増加した場合の増加分、または単独で郵送するものに限る。</li> <li>※ ペイジー口座振替手数料や窓口で受け付けた振替依頼書の郵送料といった運用経費は除く。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・折衝機会の確保に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉納税相談等に係る会場等に要する経費</li> <li>・一斉納税相談等に係る来庁通知等の作成、郵送に要する経費（封入封緘に要する経費を含む。）</li> <li>・FP（ファイナンシャルプランナー）等の有資格者を活用した生活再建型納税折衝のために要する経費</li> <li>※ 生活困窮者自立支援法に基づく資金の交付を受けている等、他の補助金等の交付を受けている場合を除く。</li> <li>※ 催告書等については一定期間内に来庁相談を促す、休日夜間開庁について併せて周知する場合のみを対象とし、「期限内の納付が困難な場合は相談してください」などの単なる催告書等の場合には対象外とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他徴収対策の実施に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識習得や能力向上のための書籍等の購入に要する経費（各論に特化した書物のみ経費の対象）</li> <li>・差押えた動産等の換価に係る周知広報に要する経費（封入封緘に要する経費含む。）</li> <li>・搜索、タイヤロックの周知広報に要する経費（封入封緘に要する経費を含む。）</li> </ul>

## 別紙 1

	<ul style="list-style-type: none"><li>• 他言語で記載された催告書等に要する経費（催告書等の作成経費については他言語で記載された部分のみを対象とすることとし、郵送経費についてはこれにより別途要したと認められるものに限りに対象とする。）</li><li>• 上記以外の徴収対策の実施に要する経費で徴収対策として特に有効であるとして本交付金の対象とすべきと認められるもの。</li></ul>
--	---

## 別紙 2

### 交付対象としない経費（例）

以下の経費については対象としない。

- ◇ 人件費
- ◇ 旅費
- ◇ システムの設置（改修）費（賦課方式を2方式にした経費を除く。）
- ◇ 維持管理費
- ◇ 防寒着の購入に要する経費
- ◇ 税制改正に関する経費
- ◇ 納税通知書・督促状等に要する経費
- ◇ 口座振替に係る金融機関への手数料及び報酬
- ◇ 口座振替不納通知に要する経費
- ◇ 口座振替新規加入者への金銭の贈呈に要する経費（金銭以外の換金性の高いものを含む）
- ◇ コンビニ納付手数料、納付書等に要する経費
- ◇ 消し込み委託料
- ◇ 催告書に要する経費（別紙1の交付対象経費の例に掲げる経費を除く）
- ◇ 納付書に要する経費（別紙1の交付対象経費の例に掲げる経費を除く）
- ◇ 郵便払込取扱票に要する経費（別紙1の交付対象経費の例に掲げる経費を除く）
- ◇ 集金用原符に要する経費
- ◇ 納税誓約書に要する経費
- ◇ 電話料金
- ◇ 住宅地図等の購入に要する経費
- ◇ 車関係（車体整備費、燃料費、有料道路料金、駐車場料金）
- ◇ 臨宅不在時封筒に要する経費
- ◇ 財産調査、転入元市町村に対する照会に要する経費
- ◇ 差し押さえた動産の保管等に要する経費
- ◇ その他上記に類する経費

実績報告書(口座振替受付サービス導入事業について)

市・町・村 課

令和9年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金のうち県繰入金)交付基準に基づき交付を受けた口座振替受付サービスの導入効果について、以下のとおり報告します。

記

	R10.3.31 現在	R9.3.31	R8.3.31
国民健康保険被保険者 世帯数			
うち、口座振替対象世 帯数			

年 月 日(サービス導入開始日)～ 年 3 月 31 日の期間において加入した国民健康保  
険新規加入世帯数

世帯

上記のうち、口座振替世帯数

世帯

年 月 日(サービス導入開始日の1年前)～ 年 3 月 31 日の期間において加入した国  
民健康保険新規加入世帯数

世帯

上記のうち、口座振替世帯数

世帯

## 実績報告書(オートコールシステム導入事業について)

市・町・村 課

令和9年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）交付基準に基づき交付を受けたオートコールシステムの導入効果について、以下のとおり報告します。

## 記

## 1、オートコールシステムを利用した催告について

①オートコールシステムを利用して催告を行った期間	
②①の対象税目	
③①の対象件数	R9 総計： R9 保険税：
④案内した内容	
⑤連絡した期限	
⑥③のうち、期限までに完納となった件数	R9 総計： R9 保険税：

## 2、前年までの催告等について

①前年の同時期に行った催告等について（期限）	（期限：令和 年 月 日）
②①の対象税目	
③①の対象件数	R8 総計： R8 保険税：
④③のうち、期限までに完納となった件数	R8 総計： R8 保険税：